

經濟論叢

第109卷 第2号

現代企業の分析指標……………	野村秀和	1
フォード経営の全体像……………	塩見治人	21
ドイツ国民経済会議における営業の自由……………	藤本建夫	45
財政負担国際的再配分基準論の史的展開……………	坂井昭夫	62

昭和47年2月

京都大學經濟學會

ドイツ国民経済会議における 営業の自由

——ドイツ自由貿易運動の歴史的 성격 (I)——

藤 本 建 夫

I 問題の所在

ドイツ関税同盟にとって自由貿易時代は、独仏通商条約の発効をみる1865年から始まる。イギリスを「世界の工場」とする国際自由貿易体制の開幕を告げるあの英仏通商条約の締結(1860年1月23日)はプロイセンの自由貿易政策への選択にひとつの重要な外的刺激を与えた。1862年3月29日に調印された普仏通商条約はその帰結であり、ここにこの条約の批准をめぐる、プロイセンを中心とする自由貿易陣営と、バイエルンとヴェルテンベルクを中核とする保護主義陣営との対立が激化することになった。この対立には、さらに、関税同盟への加盟(いわゆる「関税統一計画」)を通じてドイツ内の政治的・経済的覇権を確立しようとしていたオーストリアの野心が交錯し、関税同盟は危機的様相を呈することになったのである。つまり、一方における北東部ドイツのユンカーならびに商業資本の自由貿易主義と西・南部ドイツの製鉄業および綿紡績業に代表される保護貿易主義との利害確執、他方におけるプロイセンの小ドイツ主義とオーストリアの大ドイツ主義との政治的角逐とが、この当時の関税同盟を特色づけていた。それゆえ、プロイセンにとって自由貿易政策は、プロイセンの社会的・軍事的支柱たるユンカーを物質的にも強化し、あわせて自由貿易政策を容認しえなかったオーストリアをドイツから放逐することによってドイツにおける政治的支配体制を確立するためには、選択されうる唯一の(もっとも、1864年のデンマーク戦争、1866年の対オーストリア戦争の意義を無視してはならないが)

政策であったといえる¹⁾。

上記のような歴史的意義を担っていたプロイセンの自由貿易政策はプロイセン議会内のみならず、その外部からも圧倒的支持を獲得した。その代表的組織が1858年に結成されたドイツ国民経済会議 (Kongreß deutscher Volkswirte od. Volkswirtschaftlicher Kongreß) と1861年に設立されたドイツ商業会議 (Deutscher Handelstag)²⁾であり、ことに、前者は当時のドイツ自由貿易運動の急先鋒をなしていた。

- 1) この間の事情に関しては次を参照のこと。Helmut Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht. Studien zum Verhältnis von Wirtschaft und Staat während der Reichsgründungszeit 1848-1881*, Köln-Berlin 1966, SS. 91-207; W. O. Henderson, *The Zollverein*, London 1959, p. 263 f; Walther Lotz, *Die Ideen der deutschen Handelspolitik von 1860 bis 1891*, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Bd. 50-51, Leipzig 1892, SS. 5-81; Wolfgang Zorn, *Wirtschafts- und sozialgeschichtliche Zusammenhänge der deutschen Reichsgründungszeit (1850-1879)*, in: *Probleme der Reichsgründungszeit 1848-1879*, hrsg. von H. Böhme, Köln-Berlin 1968, SS. 296-316; Roland Zeise, *Zur Rolle der sächsischen Bourgeoisie im Ringen um die wirtschaftspolitische Vormachtstellung in Deutschland in den fünfziger und sechziger Jahren des 19. Jahrhunderts*, in: *Die großpreussisch-militaristische Reichsgründung 1871*, hrsg. von Horst Bartel und Ernst Engelberg, Berlin 1971, SS. 233-270. なお、ここで、プロイセンとオーストリアとのドイツの覇権をめぐる闘争に若干ふれておこう。(1)1849年10月。オーストリアの商業大臣 (のちに大蔵大臣) ブルック (Karl Ludwig Frhr. v. Bruck) と首相シュヴァルツェンベルグ (Felix Fürst Schwarzenberg) の構想「北海からアドリア海まで」という中欧計画が発表された。この計画実現のための手段が保護関税的性格をもつ「関税連邦」(Zollunion) 計画、つまり関税同盟とオーストリアとの「関税統一計画」であった。(2)1851年9月。プロイセン-ハノーヴァー通商条約の締結。これにより、プロイセンはエルベ河の東西を経済的に結合する可能性を獲得。(3)1853年2月。プロイセン-オーストリア通商条約 (いわゆる「2月条約」) の締結。その要点は、(a)オーストリアとドイツの間に関税線を設定するが、(b)第25条により、1860年に降条約締結国間により関税統一に関する交渉を開始する、と規定され、(c)その間、他の第3国に対し差別関税を行ないつつ、他方で両国間の関税を順次引下げる、以上3点。(4)1860年1月。英仏通商条約の締結。(5)1862年3月。普仏通商条約の調印。同年8月。プロイセンの両院を通過。同年9月。ビスマルク (Otto v. Bismarck) プロイセン首相に就任。(6)1864年3月。デンマーク問題をめぐってオーストリアとプロイセンが軍事同盟締結。(7)この間、普仏通商条約の是非をめぐる関税同盟諸邦は分裂状態にあったが、64年5月のプロイセン-ザクセン条約の締結を契機として、各邦がザクセンに統一して普仏通商条約を承認する。同年10月。関税同盟条約の更新。(8)1865年8月。ドイツ-オーストリア通商条約の締結。
- 2) ドイツ商業会議は1861年5月にディスコント・ゲゼルシャフトのハンゼマン (David Hanse-mann) の指導下に、既存の各邦の商業会議の中央機関として設立されたが、その時点では自由貿易を志向しつつも、反プロイセン的・大ドイツ主義的であった (H. Böhme, *a. a. O.*, S. 105.)。だが、翌年11月のミュンヘン第2回総会で対仏通商条約の「早期実現」要求提案が104票対90票で可決されると、ハンゼマンは議長を辞し、かわってプロイセンの自由貿易主義的・小ドイツ主義的な銀行家ベッカーラート (Hermann v. Beckerath) が議長に選出され (*Ibid.*, S. 128.)、同会議もまたビスマルクの同盟者となった。

ところで、このドイツ国民経済会議（以下会議と略す）においては、「3月革命」ののち1850～60年代に再び全ドイツ的に重要な係争問題化した営業制度の改革運動ならびにシュルツェ＝デーリッツェ（Hermann Schulze-Delitzsch）やフーバー（V. A. Huber）らに指導された協同組合運動という手工業者運動の側面が、自由貿易運動という側面と分ちがたく結びついていた。ここにわれわれは当時のドイツ自由貿易運動を、イギリスを先頭とする先進資本主義諸国の自由貿易運動から区別する特質を看取しうるのである。だが、この特質は同時に会議の担っていた歴史的役割を規定していた。つまり、会議の成功は、結果的には、広汎に滞留する手工業者層——1871年に創設されたビスマルク帝国の権力機構を支える社会的基盤たる旧中間層の一環³⁾——を、自由貿易を通じてユンカー陣営内に組み入れることを意味していたといえるだろう。

そこで問題は次の一点に集約される。手工業者層がいかにして自由貿易運動のなかに編入されることになったのか、換言すれば、会議が、究極的には農業と商業の利害を主たる基盤としつつ⁴⁾、手工業者層をいかにして糾合しえたのか、と。

II 国民経済会議の結成と手工業者問題

1 「3月革命」期に、封建的土地所有と関税制度の問題とならんで、営業制度の問題が重要な経済問題を形成していたことは、研究史の示すとおりである⁵⁾。革命の挫折により、他の諸問題と同様、この問題も解決されず、さしあたっては、プロイセンの1849年営業法にみられるように、ツンフト制度復活という方向を辿った。だが、この旧制度への復帰は、それ自体多くの矛盾を内包

3) 大野英二「ドイツ資本主義の歴史的段階—ビスマルク・レジームの性格規定—」、『土地制度史学』第46号、1970年、47-48頁。

4) W. Lotz, a. a. O., S. 17.

5) 柳沢治氏の一連の研究を参照のこと。「ドイツ三月革命の農業土地問題—『農民革命』の分析を中心に—」、『社会科学研究』第21巻、第2・3合併号、1970年。「ドイツ『自由貿易』論の社会的基盤—『三月革命』のばあい—」、『明治学院論叢』第179号、1971年。「『三月革命』における保護主義とその歴史的基盤」、『土地制度史学』第52号、1971年。「三月革命期の反『独占』運動—雇職人運動の場合—」、『明治学院論叢』第171号、1970年。

していたがゆえに、1850年代の最初の「創立熱狂の時代」と恐慌の過程でさまざまな方向から批判され、ついに、ドイツ諸邦は、個別的ではあれ、1860年代に営業制度の改革に着手し、営業の自由を原則とする営業法を制定するにいたる⁶⁾。とはいえ、営業制度の改革というそれ自体ブルジョア的な政策は、何らドイツの、とりわけプロイセンの社会的支配機構の解体を意味していたのではなく、産業ブルジョアジーの政治への関心を鎮静させ、かれらを「啓蒙主義的絶対主義の伝統」⁷⁾に順応させることによって、プロレタリアートに対する防壁を強固ならしめることに、その政策的意図があった。

ところで、50年代の好況と不況の過程で、手工業者層の窮乏はますますその深刻さを増し、「社会問題」化しはじめた。かれらはこの危機克服策を営業規制の一層の強化に求め、各地に組織を結成し、時には封建貴族と同盟することによって、かれらの要求の貫徹を実現しようと試みた⁸⁾。たとえば、1862年5月にヴァイマルで結成されたドイツ手工業者連合 (Deutscher Handwerkerbund) は「営業の自由という諸状況のこの疫病と欺瞞に対し生死をかけて闘争する」ことをそのスローガンに掲げていた⁹⁾。

だが他方では、営業の自由に反対していた手工業者層とは逆に、営業の自由や移動の自由のなかに自己存立の基礎を見出そうとする手工業者層もすでに生長し始めていた。かれらは、特に中・南部ドイツを中心に結成されていた営業

6) 1860年代前半に次の諸邦に営業の自由が導入された。オーストリア (60年5月1日)、ナッサウ (60年6月1日)、ブレーメン (61年4月4日)、オルデンブルク (61年7月23日)、ザクセン (62年1月1日)、ヴェルテンベルク (62年5月1日)、バーデン (62年10月15日)、テューリンゲン諸邦 (63年7月1日)、フランクフルト・アム・マイン (64年5月1日)、ハンブルク (65年2月1日)。Handwörterbuch der Volkswirtschaftslehre, bearb. von H. Rentzsch, 2. Ausg., Leipzig 1870, S. 501. だが、全ドイツ的な営業法の確立は69年6月21日の北ドイツ連邦営業令 (Gewerbeordnung des Norddeutschen Bundes)——71年1月からヘッセンに、72年1月からバーデンとヴェルテンベルクに、73年1月からバイエルンに適用——まで待たねばならなかった。

7) H. Böhme, *Prolegomena zu einer Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert*, Frankfurt am Main 1968, S. 53.

8) Theodore S. Hamerow, *Restoration, Revolution, Reaction. Economics and Politics, 1815-1871*, Princeton 1968, pp. 245-246.

9) *Ibid.*, p. 245; Karl Valerius Herberger, *Die Stellung der preußischen Konservativen zur sozialen Frage 1848-62*, Meissen 1914, SS. 6-7.

協会 (Gewerbeverein)¹⁰⁾や、シュルツェ＝デーリッチュらに指導された協同組合 (Genossenschaft)¹¹⁾のなかにかれらの主張を反映させていた。たとえば、ヴェルテンベルクのシュヴェービッシュ・ハル営業協会はツunft統合という政策に次のような批判をした。「ハル協会の大多数の見解によれば、2～3のツunftの統合によっては産業全体の自由な発展は全然達成されえない。というのは、古い阻止的諸制限が存続しているから」であり、手工業親方はこうした状態を望んではない。むしろ完全な営業の自由を要求しているのである¹²⁾。またナッサウ営業協会も、1850年には「無条件の営業の自由」が手工業者窮乏化の源泉であると報告していたが、50年代末以降には営業の自由を積極的に擁護する立場を明確にした¹³⁾。

ところで、会議は、後述するように、この営業協会の活動と協同組合運動とをその社会的背景として結成されるのであるが、この2つの運動は決して無関係に行なわれていたのではない。シュルツェ＝デーリッチュはすでに1850年代にマイセン営業協会の設立に参加していた¹⁴⁾、各地の営業協会はその活動の一環として協同組合の結成を掲げていた。1858年10月5日にツェレで開催されたハノーヴァー営業協会合同大会の決議は、その点で興味深い。「営業協会大会は、できる限り急速かつ完全に、営業制度およびそれと関連した国家諸制度の自由な形成が導入されることに賛成する。だがそのためには、手工業者自らも、法制的中間状態をおかずに、その移行を、一方では特に経済的観点からの

10) 営業協会は手工業者の自由な組織であり、かれらへの技術の普及等を目的として設立されたが、特にその発展をみるのは1870年代以降大工業と手工業者との間の対立が激化してくる時代である。Berghausen, Gewerbevereine, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, II. Aufl., IV. Bd., Jena 1900, SS. 558-574.

11) 平 実『社会政策的協同思想—ドイツ協同組合思想史—』ミネルヴァ書房、1958年、をもあわせて参照のこと。

12) *Zweite Versammlung des Congresses deutscher Volkswirthe zu Frankfurt a. M. vom 12. bis 15. September 1859*, S. 20. 以下 II. Congress と略する。他の大会議事録についても同様。

13) Th. Lautz, *Geschichte des Gewerbevereins für Nassau. Festschrift zur fünfzigjährigen Jubiläumsfeier 1895*, Wiesbaden 1895, SS. 47-51.

14) Gerhard Elfeld, *Die Entstehung der liberalen Parteien in Deutschland 1858-1870. Studie zu den Organisationen und Programmen der Liberalen und Demokraten*, Hannover 1969, S. 18.

一層の陶冶によって、他方では原料・生活手段購買組合、資本・信用調達組合、販売組合および生産組合の設立によって行なわねばならない¹⁵⁾と。

2 会議は上記2つの運動をふまえ、さしあたっては手工業者問題の解決という観点に導かれて結成される。同会議結成の気運を盛上げる契機は、まず、1857年5月23日にブレーメン商業新聞 (Bremer Handelsblatt) 紙上に発表されたボエーメルト (Viktor Böhmert) の論説「ドイツ国民経済会議への檄」(Aufruf zu einem Kongresse deutscher Volkswirte) によって与えられた。そこでは、差別関税制度、国内通行関税制度、鉄道制度、金融および貨幣制度、営業制度等の、当時のドイツがかかえていた諸問題が指摘され、「国民の経済生活における改革と国民経済の諸問題に関する啓発」とを目的とするドイツ国民経済会議を結成する必要性が説かれていた¹⁶⁾。この檄は全ドイツのジャーナリズム界に大反響を喚起したが、なかでも、協同組合の全国組織結成の必要性を感じていたシュルツェニデーリッチュは最も熱心な支持者のひとりであった。

次いで、1859年9月にフランクフルト・アム・マインで開催された国際慈善会議 (Internationaler Wohltätigkeitskongress) が国民経済会議結成の直接の導火線となった。すなわち、慈善会議が貧民救済の手段としての協同組合の問題を議題に上程しなかったことに不満を抱いたドイツ人代表者たちは別に会合を開き、一方で慈善会議に対し、ドイツにおける「分別のある自己救助と自己の力に依拠」した協会組合の発展に関する提案を準備しつつ、他方で次のような興味深い諸国民経済協会結成への檄 (Aufruf zur Bildung von volkswirtschaftlichen, eventuell im Anschluss an die gewerblichen und landwirtschaftlichen Vereine) を起草した。

「慈善会議の大多数のドイツ人は、国際的な努力以上に祖国の利益を忘れないことをかれらの義務と考えた。かれらは、会議の目的たる貧困の追放と緩和

15) II. Congress, S. 4.

16) Viktor Böhmert, Die Entstehung des volkswirtschaftlichen Kongresses vor 25 Jahren (Zur Erinnerung an Schulze-Delitzsch und Huber, Lette und Prince-Smith.), in: Vierteljahrschrift für Volkswirtschaft, Politik und Kulturgeschichte (以下 Vierteljahrschrift と略する), Jg. 21, Bd. 1, Berlin 1884, SS. 201-202.

はその原因の除去によって最も効果的に達せられうる、ということを隠しておけなかった。この原因の最たるものは国民経済法則の無智である。それゆえ、特別に開かれた会合では、ドイツの大小の諸都市に国民経済協会を、独立して、もしくは、広汎に存在する営業協会および農業協会と結びついて設立することが提案されたが、その国民経済協会は正しい国民経済概念の普及とより良い経済諸制度の鼓舞に貢献するように努力せねばならないのである」¹⁷⁾。

この檄には労働者階級福祉中央協会 (Centralverein für das Wohl der arbeitenden Klassen) 議長レッテ (Adolf Lette)、ハイデルベルクの枢密顧問ラウ (R. Rau)、フランクフルト・アム・マインのアルバイトゲーバー紙 (Arbeitgeber) 編集長ヴィルト (Max Wirth)、デーリッチュのシュルツェ、ハイデルベルクのピックフォルト (Pickford)、ブレーメンのブレーメン商業新聞編集長ボエーメルト以下22名が署名し、以降かれらを中心に会議結成の準備が着々と進められていった¹⁸⁾。そのさい、結成さるべき会議の中心課題として掲げられていたのは手工業者問題の解決であった点、特に注意すべきである。シュルツェ＝デーリッチュはその事情を次のように述べた。「会議は国民経済学の学問的義務とその大衆への普及とならんで、実際にそれに依拠したあらゆる試みを、それゆえ、応用科学をも討論の射程内に入れている。だが特に、労働者階級の運命を引上げ、安全にするための、理性的な自己救助に依拠した努力をする組織にその主眼点が向けられている」¹⁹⁾と。また、1858年7月に編集委員会 (Redaktions-Ausschuß) から約100人の理論家と実践家に送付された会議結成大会への招待状には、「多くの専門家はすでに参加を約束し、とりわけ、国民経済会議が最近シュルツェ＝デーリッチュ氏によって発議された協同組合制度のための会議と合同されねばならない、ということに同意する旨表明している」²⁰⁾と記されていた。

17) *Ibid.*, S. 205.

18) この会合でピックフォルト、ヴィルト、ボエーメルトを構成メンバーとする編集委員会 (Redaktions-Ausschuß) (その本部はブレーメン) が発足し、これが中心となって会議結成の準備が行なわれた。 *Ibid.*, S. 206.

19) H. Schulze-Delitzsch, *Die arbeitenden Klassen und das Associationswesen in Deutschland als Programm zu einem deutschen Congress*, Leipzig 1858, S. 118.

20) V. Böhmert, *a. a. O.*, S. 209.

ところで、手工業者問題とそれと関連する諸問題が前面に出されていた限り、南ドイツの人たちからも会議結成に賛同が得られた。ミュンヘンのジャーナリスト、ブラーター (Brater) は同委員会の招待状に対し、営業法の改革と協同組合の形成が特に注目されねばならないと返事し、会議への参加を約束した²¹⁾。この事実は、中・南部ドイツを中心に展開していた営業協会が営業の自由を要求し、会議に協力的であり、他方会議が営業協会と結びつこうとしていたことをも想定するならば、会議がその支持基盤を南ドイツにも持っていたことを物語ってはいないだろうか。

だが他方では、会議結成にさいし、かつてエルビングを活動の起点とし、1847年にドイツ自由貿易協会 (Deutscher Freihandelsverein) を設立し、また「3月革命」後の「関税同盟第1の危機」(1850~53年)の時期にプロイセン首相マントイフェル (Otto Theodor Freiherr von Manteuffel) に対し自由貿易政策の政治的・経済的意義を強調したプリンス・スミス (John Prince Smith)²²⁾、ナティオナーレ・ツァイトUNG (Nationale Zeitung) を通じてデルブリュック (Rudolf von Delbrück) と結びついていたミヒャエリス (Otto Michaelis)、バルト海沿岸地方の最大の貿易港シュテティン出身のヴォルフ (Otto Wolff) らの自由貿易論者が多数参加したことは、特に留意されねばならぬ。というのは、かれらの参加によって、1860年以降自由貿易政策がプロイセンの政策綱領として提唱された時、会議がただちにこれに相呼応して自由貿易運動を推進してゆくための素地が強化されることになったからである。

3 会議は幾多の迂余曲折を経ながらも、1858年9月にゴータで結成大会を開催するのに成功する。この創立大会では、営業制度、協同組合制度、関税制度、富くじおよび高利取締法が討論されたが、そのうち前3者が主要な討議題

21) *Ibid.*, S. 210.

22) Vgl. Otto Wolff, John Prince Smith. Eine Lebensskizze, in: *John Prince-Smith's gesammelte Schriften*, Bd. 3, Berlin 1880, SS. 209-398. W. O. Henderson, *Britain and Industrial Europe 1750-1870. Studies in British Influence on the Industrial Revolution in Western Europe*, Liverpool 1954, pp. 167-178. V. Böhmert, a. a. O., SS. 194-197. 邦語文献としては、大河内一男『独逸社会政策思想史』『著作集』第1巻、青林書院新社、1968年、第1編、を参照のこと。

目であった。そして、討論にさいして、営業制度の改革と協同組合制度に関しては「人は、第1の人間の権利のひとつたる労働の自由は労働者にこれ以上与えないでおくことはできないし、他方では現代の技術によって克服されたツンプトにかわって自発的な協同組合が営業者に対し前進的に役立たねばならない、ということではほとんど満場一致で賛成した²³⁾のであるが、関税制度に関しては見解の一致がみられず、これの処理については、さしあたり、会議の常設代表委員会 (Ständige Deputation) に委ねられることとなった²⁴⁾。

さて、会議は第2回大会以降、営業制度の改革に関しては各邦ごとの現状報告およびそれに依拠した具体的な討論を行ない、他方では次第に自由貿易主義的傾向を濃厚に示し始める。そして後者の傾向は、1862年の第5回ヴァイマル大会において普仏通商条約に対する熱烈な支持を表明することによってその頂点に達する。

会議はゴータ結成大会以来1885年第22回ニュルンベルク大会まで存続するが、小論の分析においては、プロイセン支配体制確立にとってひとつの重要な画期をなす普仏通商条約の調印とそれに対する会議の積極的評価とを重視するがゆえに、第5回大会が区切りとして設定されている。

III 国民経済会議における営業の自由

1 既述したごとく、シュルツェ＝デーリツチュの協同組合ならびに各地の営業協会に結集していた手工業者の運動が会議の結成にさいして重要な契機を

23) V. Böhmert, a. a. O., S. 220. 決議内容は次のとおり。営業制度。(1)営業の自由の原則に賛成する。(2)3人からなり、次大会のために各邦営業制度の状況に関する報告書を作成するための営業制度委員会 (Gewerbe-commission) を設置する。協同組合制度。(1)協同組合の指導は営業者と労働者の自発的活動から行われねばならない。(2)信用貸付組合、原料購入組合および消費組合の形成は資力なき営業者と労働者の生活向上のすぐれた手段である。(3)ドイツにおける協同組合制度に関する資料の整理をする。Ibid., SS. 221-222.

24) Ibid., S. 224. 常設代表委員会は会議の中心的運営機関であり、議題、開催地等の決定を一任されていた。これは6名——のちに8名——から構成され(数名の補助委員により補佐され)各大会ごとに選出された。代表的人物は次のとおり。ブラウン (Karl Braun)、レッテ、プリンス＝スミス、ファウヒャー (Julius Faucher)、ヴォルフ、ミヒャエリス、ヴィルト、シュルツェ＝デーリツチュ、ボエーメルト、レンツチュ (Hermann Rentzsch)、ゼトベール (Ad. Soetbeer)。

なしており、しかも、そこでは営業の自由と移動の自由の確立が当面の最も主要な要求項目を形成していた。したがって、会議においても、当初においては²⁵⁾、営業および移動の自由の問題は早急に解決されねばならぬ問題として取扱われていた。

では、会議内におけるドイツの営業制度をめぐる議論はいかなる様相を呈していたであろうか。まず、会議の、当時のドイツの営業制度に対する一般的認識を検討することにしよう。

ボームルトは、第2回フランクフルト・アム・マイン大会にて、営業制度委員会の作成した報告書「ドイツ諸邦の営業法」(Gewerbegesetzgebung deutscher Staaten)に依りつつ、当時の営業制度の諸問題を、手工業者問題と関連させて、次のように報告した。まず、ドイツの営業制度は、イギリス人やアメリカ人が「不合理」(absurdity)と言い、フランス人が「奴隷状態」(esclavage)と言っているように²⁶⁾、まさしく混沌状態にあり、各邦が特別の営業立法を持っているばかりでなく、その各州、いな、同一州内の都市や村落においてすら「しばしば全く相対立する営業制度が支配している」。すなわち、ツンフト制度、認可制度、営業の自由とが錯綜しあって行なわれているのである。このさい、「徒弟強制、遍歴強制および親方作品は、たいがい、簡単な立ち遅れた業種においてなお行なわれている」。機械製造や医療器具の製造にはツンフト規制は全然存在していないのに、錠前、ブリキ容器、机等の製造には上記の諸規制が要求されている。このような複雑な諸規制に起因する「諸矛盾は小手工業者階級に重々しくのしかかっている」。要するに、「富裕な資本家や企業家においては、総じて、大規模経営に関しては、すでにとっくの昔にいたるところでツンフト的諸制限は消滅しているのに、この小手工業者は、かれらが独立するまでにあ

25) すなわち、移動の自由(しばしば gewerbliche Freizügigkeit なる用語法が使用されていた)をも含めた営業制度の問題は、第7回大会以降「この問題は1860年以降営業の自由が16の邦に導入されたから……ほぼ解決されたものとみなされう」(Bericht über die Verhandlungen des siebenten Kongresses deutscher Volkswirthe zu Hannover am 22., 23., 24., und 25. August 1864, in: Vierteljahrsschrift, Jg. 2, Bd. 3, Berlin 1864, S. 164.)との判断から議題からはずされた。

26) V. Böhmert, a. a. O., S. 202.

らゆる不幸な慣習の手續きと遠回りとを通過しなければならない」という事情のうちに、手工業者問題の核心が内包されているのである。

だが、この「自己の労働力のできる限り自由な運動を最も必要としている労働者」は、ツンフト規制によって緊縛されているばかりではない。認可制度によっても自由な行動を規制されている。この認可制度の基本原則は「当局が生産と消費の均衡を維持し、あらゆる営業者に、かれが暮してゆくうえに最小限必要な販売を保証する」という点にあるが、これにより、手工業者の営利活動は常に当局の恣意にゆだねられることになる。だがそればかりではない。「日々の営利活動が、これまでと同様に、当局の考量と影響下にある限り、われわれの手工業者と労働者が代表する有能な市民階級の独立はおそらく強化されえないであろう」²⁷⁾と。

みられるごとく、ポエーメルトは当時の営業制度の問題を手工業者問題として把握し、ツンフト制度と認可制度に攻撃の鋒先を向けたのである。第2回大会では前者をめぐって、第3回大会では後者をめぐって討論が行なわれたのであるが²⁸⁾、われわれは、ツンフト制度に関する議論のうちに、当時の手工業者問題の所在ならびにそれに対する会議の対応の仕方の特質を看取しうるがゆえに、以下、これに焦点を定めて議論を進めてゆこう。

2 営業制度委員会は第2回大会に対し、「会議は、政治的諸機関が古いツンフト制度に支えられている諸邦において既得権者 (Realberechtigte) の損害賠償のために同時に必要な何らかの処置および必要な法律変更のある場合を除いて、法制的中間状態なしに即座に営業の自由を導入すること (die sofortige Einführung der Gewerbefreiheit ohne gesetzliche Zwischenzustände) に賛成する、と表明しよう」²⁹⁾という決議案を提出した。この決議案において最大の争点となったのは、「即座に」営業の自由を導入すべし、という箇所であった。

27) II. Congress, SS. 3-4.

28) Vgl. Dritte Versammlung des Congresses deutscher Volkswirthe zu Köln vom 10. bis 14. September 1860, SS. 10-11 u. 59-63.

29) II. Congress, S. 21.

ケムニッツの織工親方レーヴィツァー (Webermeister Rewitzer) はこの決議案に全面的に賛意を送り、次のように主張した。「手工業者は、かつては、ツンフトがかれに割当ててくれる手工業の一部によって実直な暮らしをし、多分ささやかな幸福をつくりえたとしても、今日ではもはやそうではない。資本と科学とに結びついた大工業がかれの権利の基盤全体をボロボロにしてしまった。また、実際、他のツンフト的でない人々がかれの営業を営んでおり、そしてそれをより良く、より合理的に経営することを知っている」。要するに、成員間の平等という原則に基づいて結成されたツンフトは、工場制工業の発展と非ツンフト業者の大量的発生とによって、いまや、その過去の機能を完全に麻痺させられている。とすれば、この没落の危機に瀕したツンフトの手工業者が救済されるには、まずもって「自由な基盤が創出されねばならないのである」。もしもかれらが営業の自由を恐れ、その導入を延期しようとするれば、その結果は「われわれがもはや決して減ばしえない工場との死闘を引延す」こと以外の何物でもない。なるほど、手工業者のなかには、古い諸特権を有するツンフトと異なって、新しい社会的機能をもつインヌンクの有効性を強調するものもある。だが、インヌンクはやはり過去の遺物であり、有害なものである。すなわち、「インヌンクの活動は、ほとんど例外なく、全く見込みなき無益な法律訴訟に追回されている、と確言できる。そこで作用しているのは、ほとんどただ、あるインヌンクの他のインヌンクへの敵視のみである。全ての新しいインヌンク成員は、殊に小さいインヌンクでは、成員となる前に激しい闘争を行なわねばならない。というのは、古参の親方たちの目には、かれは憎むべき競争者としてしか映じないからである」³⁰⁾。

レーヴィツァーは以上の事実認識に基づき営業の自由は即座に導入されねばならないと主張したが、これに対し、ドレスデンのシューベルト (Prof. Schubert)、ミュンヘンのブラーター、ベルリンのファイト (Buchhändler Veit) らは、営業の自由の完全な導入にはなお一定の移行期が必要であると主張し、同時に

30) *Ibid.*, S. 22.

ツunftではなくて、インヌンクの持つ重要な社会的役割を強調した。

シュールベルトによれば、「ツunftがいまや全く時代遅れの制度である」ということは真実であり、手工業者自身もそれに気づき始めている。「10年前だと、もしも営業の自由について話がでると、まだ激怒していた人々がいまや全く平静に耳を傾けている」。だが、それにもかかわらず、手工業者は即座に営業の自由が導入されることに危惧を抱いている。とすれば、その導入にはなお一定の移行期が必要である³¹⁾、と。

ファイトはインヌンクの社会的役割を強調して、次のように述べた。1810年にプロイセンに導入された「完全な営業の自由は、古い紐帯としての——もともと、かつての特権をもたない——インヌンクが存続するのを阻止しはしなかった」。つまり、プロイセンでは「人はツunft制度からインヌンクの再編へと直接的に進んだのではなくて、一世代の間ずっと営業の自由が存在していたのであり」、現在のインヌンクはこうした状況下で発展してきたのである。それゆえ、インヌンクは営業の自由と完全に対立するものではなく、ましてや「腐朽」したものでもない。むしろ、社会に対し大きな貢献を果している。たとえば、室内装飾業者は自発的に製図学校を設立し、旋盤工は徒弟に補助金を出して勉強させているのである。それゆえ、こうした、いわば手工業者の「協同組合精神」(genossenschaftlicher Geist)の発露たるインヌンクは、決して営業の自由とともに一掃されてはならないのである³²⁾。

ファイトの特色づけたインヌンクは他の人々からも、その意義を容認され、決議にさいしても、委員会提案とともに、そうしたインヌンクに関する次の、ミヒャエリス、レッテ、ファイトおよびブラーターの共同提案が採択された。「会議は同時に次のように声明する。会議の理解する営業の自由とは、自由な営利活動の諸制限の除去以外の何物でもない、だが純粋ドイツ的な自由な協同

31) *Ibid.*, S. 21.

32) *Ibid.*, SS. 23-24. 1810年のプロイセン営業法については、松田智雄『「営業の自由」Gewerbe-freiheit—ブルジョアの改革の礎柱—』、『資本主義の成立と発展』有斐閣、1959年、251-275頁、を参照のこと。

組合として、まさしく営業の自由のもとで、完全な自己管理をしつつ最も実り豊かな果実を实らせうるインヌンクを否定するものではない³³⁾と。

3 会議がこの機能変化したインヌンクを容認したとしても、それが手工業者に対し積極的に提唱しようとしていた救済策は、営業の自由を前提とした「自由な協同組合」、すなわち、シュルツェ＝デーリッチェ式の自己救助の原則に基づく協同組合の設立であった。

シュルツェ＝デーリッチェによれば、「労働者階級」の現存の窮乏は「新しい産業発展の結果」である。つまり、その担い手たる大工場は、(1)生産の前提条件と最終目的において、特に原料の購買と生産物の販売において持っている「商人的経営」(kaufmannschaftlicher Betrieb)、(2)分業と自然諸力の利用、(3)銀行、その他の信用機関から受ける多額の信用、等によって競争力を強化し、「労働者階級」を危機に陥らせている³⁴⁾。だが、「労働者階級」は、この危機を克服しようとすれば、歴史の流れに逆行する旧来のツンフト制度に固執してはならない。むしろ、自らこれを積極的に廃棄し、営業の自由を導入することによって、大工場に拮抗しうる諸条件を創出してゆかねばならない。自己救助を原則とする協同組合はそのための具体的な処方箋をかれらに提示するものである³⁵⁾。

では、協同組合はいかにして危殆に瀕した「労働者階級」を救助しうるのか。そこで、シュルツェ＝デーリッチェはかれの協同組合の機能と役割を次のように開陳する。協同組合は、まず、「経済的組合すなわち分配組合」(wirtschaftliche oder distributive Association)と「営業的組合すなわち生産組合」(gewerbliche oder productive Association)とに大別されうる。前者において特に重要なのは原料購入組合であり、その機能と役割は、従来仲介商人を介して粗質の原料を高価格で購入していた手工業者のために「大規模かつできる限り生産地から直接に」原料を購入し、それを「仲介商人を無視して組合員に小量づつ届け

33) *Ibid.*, S. 26.

34) H. Schulze-Delitzsch, a. a. O., SS. 4-7.

35) *Ibid.*, SS. 11 u. 52-53.

てやる」ことによって、かれらに大工場と同じ便宜を与えてやることにある³⁶⁾。この種の組合がさらに発展して、かれらの生産物の販売をも手配するようになったものが販売組合である³⁷⁾。しかし、分配組合のばあいにはその生産的基礎は依然として「個人の計算」に依拠している。こうした段階から「共同の計算による生産」へと質的發展を遂げたものが、協同組合の最高の發展形態たる生産組合である。ここにいたってはじめて、大工場にその存立の基盤を脅かされている「労働者階級」は大工場と同様に「現代の經營様式のあらゆる利点を具備せる大規模な設備を設置」しえ、したがって、「これまで労働者と小親方とを大企業家層から区別していたはかりしれない溝をうめることが可能となる」³⁸⁾。

では、こうした協同組合の設立は「労働者階級」ならびに社会全体に対しいかなる意義を有しているのであろうか。かれによれば、まず第1に、「労働者階級」の生活水準の向上であり、次いで、「有能な中産階級の、つまり、政治的・社会的な、精神的・物質的なあらゆる健全な發展のこの不可欠な担い手の維持と強化」であり、さらに、大企業家のこれまでの独占の破砕と利潤の減少である。要するに、一方の富の減少と他方の窮乏の消滅。換言すれば、手工業者を中心とする一般的富裕の状態の到来である³⁹⁾。

4 以上の考察からも明らかなように、會議においては、營業制度の問題は手工業問題の観点から捉えられており、しかも窮乏せる手工業者は營業の自由の導入とそれを前提として結成される協同組合によってのみ救済されうるのだ、と考えられていた。

ところで、會議がこうした観点から營業の自由を要求してゆくばあい、そこには營業の自由に頑迷に反対していたエンカーに対する批判もまた含まれていた。たとえば、エミングハウス(A. Emminghaus)は第5回大会にて、1861年11月にベルリンの自由主義的手工業者委員会(Comitee der liberalen Handwerker)

36) *Ibid.*, S. 55.

37) *III. Congress*, S. 14.

38) H. Schulze-Delitzsch, *a. a. O.*, S. 56.

39) *Ibid.*, S. 61.

が出した檄「プロイセンの手工業者と労働者！」(Handwerker und Arbeiter Preußens!)の次の箇所を引用しつつ、ユンカーの反動性を糾弾した。「ユンカー・トゥームが、われわれをかれらの目的の道具に利用するために、われわれに求愛しているのはゆえなきことではない。いやそればかりか、われわれの保守的な同志 (unsere konservativen Mitbürger) の名を借り、そして1845年の営業条令と1849年の営業法の背後に隠れることをあえて行なっている。だが、われわれは、われわれの仲間の健全な思慮を信頼し、瞞着によって反動の網に捕えられるのは、われわれのうちにはごくわずかしかない、と確信している」。「最後に、われわれは手工業者と労働者にとって最も重要なものとしてシュタインとハルデンベルクの意味での無条件の営業の自由——これには移動の自由と自由貿易とが結びついているが、それは、一方が他方なしには考えられないからである——の回復を要求する」⁴⁰⁾と。だが、会議のユンカーに対するこの批判

40) *Die Verhandlungen des fünften Congresses deutscher Volkswirthe zu Weimar am 8., 9., 10., und 11. September 1862*, S. 182. この委員会の嫌は、ユンカーと保守的な手工業者とが同盟して、1862年のプロイセン下院議員選挙に向けて、1861年9月20日に出した選挙綱領(Cf. T. S. Hamerow, *op. cit.*, p. 246.)に対抗する目的で起草されたものである。なお、その全文については、G. Elsfield, *a. a. O.*, SS. 205-206. を参照のこと。ところで、会議のユンカー批判が最も鋭利に表明されたのは、第3回大会における移動の自由に関する討論においてである。レッテは、移動の自由の制限の根拠を貧民救済制度(Armenpflege)と、競争の激化を恐れる手工業者の態度とに求め(*III. Congress*, S. 12.)、そして前者との関連でユンカーが絶対的に行政権と警察権とを掌握する領地区域(Gutsbezirk)(村瀬興雄『ドイツ現代史』[増補版]東京大学出版会、1967年、23-24頁)を次のように批判した。「より大きな居住区域(Heimatsbezirk)は移動の自由にとってずっと大きな価値を持っていることは明らかであるにちがいない」「たとえば、シュレージエンでは領地区域と自治体区域(Guts-und Gemeindebezirk)は同一のOrtschaftを、共通の居住区域と貧民救済行政区域(gemeinschaftlicher Heimats-und Armenbezirk)を形成しているが、他方他のプロイセン諸州では全ての領地区域もしくはなおずっと小規模な自治体はそれ自身の居住区域と貧民行政区域を形成している。こうした事情によって、移動の自由の権利はその価値の点において、またその作用の点においてももちろん侵害されうる」(*Ibid.*, S. 26)と。もっとも、レッテは領地区域の問題を、ここでは解決されえない、としてそれ以上たちいった議論をするのを回避しているのだが。

なお、付言すれば、移動の自由の制限は当時次のような様相を呈していた。ドイツ連邦のある邦Pの市民Oが他邦Nの自治体(Gemeinde)Mに住所変更をしようとするばあい、かれは以下の煩瑣な手続きを必要とした。Oはまずかれの本籍地当局(Heimatsbehörde)の交付する証明書にMに提出し入籍を申請する。MはOの入籍を許すべきかどうかを nicht allzusehnell に審議し、「政府もしくは領邦君主がかれにNの国籍(Staatsbürgerrecht)を付与する」との前提のもとに、OのMへの入籍を許可する旨の決定を下す。次にOはNに対し、Mが交付したかれの「私的な関係、特に財産関係に関する証明書」をNへの入籍申請書に添えて入籍を申請する。Nはこれらの書類を nicht citissime に審理した後、「OがPの Staatsverband からの転出証書を提出すれば、OをNの Staatsverband に受入れる」との決定を下す。Oは以上の判決書を揃えてP

的立場は最後まで貫徹されることなく、逆に、自由貿易政策に関してはユンカー利害の擁護が表明されていたこと、後述するとおりである。

ところで、ここでは、ユンカー批判とならんで、会議のプロイセン観について一言しておくのも有益なことであろう。ボームルトは第4回大会にて、「ツンフト制度の守護神」たる1849年法の改革に逡巡するプロイセン政府を批判したあとで、プロイセンのドイツにおける特殊な歴史的役割を次のように規定した。「総じて、プロイセンこそがドイツの自由主義的運動において特有の役割を演じている」。「政治的および国民経済的な指導性へと規定されているそのドイツの国が、その工業発展に寄与している営業の自由と移動の自由という大原則の否認のもとで、1849年の反動的法律を撤回することをまだ決心することができない」⁴¹⁾と。ボームルトによって表明されたこの会議のプロイセン主義の立場は、1862年の対仏通商条約に関する討論において、一層露骨に現われてくるのであるが、いまここで留意すべきことは次の点である。すなわち、一方におけるユンカー批判、他方におけるプロイセン主義。換言すれば、ユンカーとプロイセンとを切離す思考様式。われわれはここに、会議の、手工業者運動という側面からみた会議の現状認識の誤謬を看取しうるのである。

—未完—

に提出する。PはOの子供がPの徴兵対象たりえないばあいにはOに転出証書を交付する。Oは再びこの証書をNとMに提出し、印紙税、手数料金および転入金を支払ってはじめ、この移動を完了する。Carl Braun, Studien über Freizügigkeit, in: Vierteljahrsschrift, Jg. 1, Bd. 3, S. 56.

41) Die Verhandlungen des vierten Congresses deutscher Volkswirthe zu Stuttgart am 9., 10., 11., und 12. September 1861, S. 39.